

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和6年4月16日(火)		開催場所	ときわ会館 5階小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前10時40分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	富田 優	出席	12	角谷 史織	欠席
	2	小泉 孝行	出席	13	小川 忠男	出席
	3	小林 勝一	出席	14	清水 友清	出席
	4	長島 一博	出席	15	西形 知行	出席
	5	榎本 浩樹	出席	16	中山 幸光	欠席
	6	関根 光一	出席	17	菅間 茂久	出席
	7	清水 孝洋	出席	18	石井 栄寿	出席
	8	井原 勇司	出席	19	本田 敏一	出席
	9	金子 達弥	出席	20	中村 隆治	出席
	10	横山 敏夫	出席	21	西澤 初男	出席
11	浅子 幹夫	出席				
事務局	事務局長	酒井 利和	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	北村 経史	農地調整課主任	神崎 遼
	事務局次長	石川 秀徳	農業振興課課長補佐兼管 理・振興係長	桑原 和也	農地調整課主事	押野 岳大
	農業振興課長	武田 努	農業振興課主事	林 尚史		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主任	長谷川 英理子		
議案	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第4号	農用地利用集積計画の決定について				
	議案第5号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第6号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第7号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第8号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について				
	議案第9号	農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について				
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>・農地法第4条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>・農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による解約通知について</li> <li>・2a未満農業用施設の届出について</li> <li>・営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について</li> <li>・農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消について</li> </ul>					

<p>1 開 会 西澤会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和6年4月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためにお願いしておりました「発言の際のマスク着用」については任意といたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、議事進行については引き続き議案説明を省略し、補足などがある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>尚、日頃からお願いしておりますが、説明における個人情報の取り扱いには十分注意していただくようお願いいたします。</p>
<p>2 会議成立の報告 西澤会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名のうち中山委員、角谷委員が欠席していますので出席委員は19名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p> <p>事務局に確認します。</p> <p>本日、傍聴希望者は、いらっしゃいますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>現時点では、傍聴希望者はありません。</p> <p>ただし、これから希望者が現れた場合、随時入室する場合がありますので、ご承知おきください。</p>
<p>3 署名委員の指名 西澤会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、</p> <p>議席番号5番 榎本 委員</p> <p>議席番号6番 関根 委員</p> <p>を指名します。よろしくお願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>先に番号5番を審議します。この案件は、小林委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、小林委員には審議終了まで退室をお願いします。</p> <p>番号5番、新和地区、小泉委員議案説明をお願いします。</p>
<p>小泉委員</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、市立新和小学校の南東1.4kmに位置する、水田の広がる地域の田です。</p> <p>通作距離は350mです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。</p> <p>作付計画は、水稻の予定で問題ないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号番号5番について、賛成の農業委員の方、挙手を求めます。</p>
<p>各委員</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議長</p>	<p>総員賛成でありますので、許可することに決定いたします。</p> <p>小林委員の入室を求めます。</p> <p>引き続き審議に入ります。</p> <p>番号1番、野田地区、浅子委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>浅子委員</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、市立美園中学校の東450mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。</p> <p>通作距離は15mです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。</p> <p>作付計画は、ダリア、薬木、苗木の予定で問題ないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。</p>
<p>小林委員</p>	<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、市立新和小学校の北1.6kmに位置する、田畑の広がる地域の現況畑です。</p> <p>通作距離は50mです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。</p> <p>作付計画は、コマツナの予定で問題ないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどお願いします。</p>

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号3番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。

小林委員 番号3番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  
申請地は、市立新和小学校の北1.6kmに位置する、田畑の広がる地域の田です。  
通作距離は180mです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  
作付計画は、水稻の予定で問題ないものと思われます。  
以上、ご審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号4番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。

小林委員 番号4番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  
申請地は、市立新和小学校の北東800mに位置する、水田の広がる地域の田です。  
通作距離は80mです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  
作付計画は、水稻の予定で問題ないものと思われます。  
以上、ご審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号6番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。

富田委員 番号6番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  
申請地は、市立城南中学校の北西400mに位置する、住宅と農地の混在する地域の現況畑です。  
通作距離は3.1kmです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外に耕作地はございませんが、農機具等も揃っております。  
作付計画は、ネギ、トマトの予定で問題ないものと思われます。  
以上、ご審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号7番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。

富田委員 番号7番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  
申請地は、岩槻南部公民館の東300mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。  
通作距離は10mです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外に耕作地はございませんが、農機具等も揃っております。  
作付計画は、トマト、ハクサイの予定で問題ないものと思われます。  
以上、ご審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号8番、柏崎地区、本田委員議案説明をお願いいたします。

本田委員	<p>番号8番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  申請地は、市立柏崎小学校の南西600mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。  通作距離は40mです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  作付計画は、ナス、ネギの予定で問題ないものと思われます。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号9番、柏崎地区、本田委員議案説明をお願いいたします。</p>
本田委員	<p>番号9番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  申請地は、市立柏崎小学校の北西①500m、②600mに位置する、住宅と農地の混在する地域の現況畑です。  通作距離は5kmです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  作付計画は、ナス、ネギの予定で問題ないものと思われます。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号10番、柏崎地区、本田委員議案説明をお願いいたします。</p>
本田委員	<p>番号10番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  申請地は、市立柏崎小学校の北西500mに位置する、住宅と農地の混在する地域の現況畑です。  通作距離は5kmです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  作付計画は、ナス、ネギの予定で問題ないものと思われます。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号11番、慈恩寺地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員	<p>番号11番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  申請地は、岩槻北部公民館の東350mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。  通作距離は10mです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外に耕作地はございませんが、農機具等も揃っております。  作付計画は、ネギの予定で問題ないものと思われます。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>以上、番号5番を除く議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。  質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>番号5番を除く議案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>

各委員

— 総 員 賛 成 —

議長

総員賛成であります。議案第1号について、許可することと決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。</p>
菅 間 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  農振法は農用地区域外です。  申請地は、関東運輸局埼玉運輸支局の東840mに位置し、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。  転用目的は住宅敷地です。  申請理由は、線引き前より住宅敷地として利用してきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、影響はありません。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号2番、川通地区、井原委員議案説明をお願いいたします。</p>
井 原 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  農振法は農用地区域外です。  申請地は、市立川通中学校の北西600mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は貸駐車場です。  申請理由は、近隣企業からの要望により貸駐車場として利用するためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、影響はありません。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  以上、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第2号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。  議案第2号について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。</p>
菅 間 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、北部排水場の北西450mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は農地改良です。 申請理由は、申請地は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、七里地区、私が議案説明をいたします。</p> <p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、大宮東警察署の南5mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は車両置場です。 申請理由は、現在、市内で自動車販売業を営んでいるが、既存の車両置場が手狭であることから、申請地を新たな車両置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p> <p>続きまして、番号3番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。</p>
清 水 孝 洋 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。 申請地は、県立浦和北高校の西250mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は車両置場です。 申請理由は、現在、市内で中古車販売業を営んでいるが、既存の車両置場が手狭であることから、申請地を新たな車両置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、土合地区、事務局議案説明をお願いいたします。</p>



事務局	<p>番号4番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  農振法は農用地区域外です。  申請地は、市立田島中学校の北東200mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  転用目的は資材置場です。  申請理由は、現在、市内で電気工事業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、影響はありません。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号5番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。</p>
富田委員	<p>番号5番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  農振法は農用地区域外です。  申請地は、岩槻南部公民館の西820mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は資材置場及び駐車場です。  申請理由は、現在、県内で建設業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭になったことから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、影響はありません。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号6番、柏崎地区、本田委員議案説明をお願いいたします。</p>
本田委員	<p>番号6番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  農振法は農用地区域外です。  申請地は、市立柏陽中学校の西570mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は資材置場です。  申請理由は、現在、市内の資材置場を使用して土木建設業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭になったことから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、影響はありません。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号7番、柏崎地区、本田委員議案説明をお願いいたします。</p>
本田委員	<p>番号7番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  農振法は農振農用地です。  申請地は、市立柏陽中学校の南東830mに位置する農振農用地です。  転用目的は農地改良です。  申請理由は、申請地は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、影響はありません。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。        続きまして、番号8番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>
関	根	<p>委員</p>
		<p>番号8番についてご説明いたします。        申請者、申請地は議案書記載のとおりです。        農振法は農用地区域外です。        申請地は、市立城北中学校の西660mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。        転用目的は資材置場です。        申請理由は、現在、市内の資材置場を使用して土木工事業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭になったことから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。        その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。        周辺農地へは、影響はありません。        以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。        以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
西	形	<p>委員</p>
		<p>番号2番について伺います。議案書の図面に記載されている、2か所の申請地間の細い土地は、道路でしょうか。違うのであれば南側の申請地にはどのように車が進入するのでしょうか。</p>
事	務	<p>局</p>
		<p>番号2番につきましては、申請地間の土地は地目が水路の公有地となっております。現地には水路形態がなく、水路を所管する土木管理課に横断に際し、占用等の手続きの可否を確認しましたが、不要との回答を得ております。</p>
議	長	<p>その他に何かございますでしょうか。        質問がないようですので、採決に入りたいと思います。        議案第3号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各	委	<p>員</p>
		<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。        議案第3号について、許可することに決定いたします。</p>

議	<p>長 続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画の決定について審議いたします。</p> <p>先に番号4番を審議します。この案件は、長島委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、審議終了まで退室をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—長島委員退席—</p>
議 事 務 局	<p>長 番号4番、春岡地区、事務局議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号4番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.1kmです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
議	<p>長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第4号番号4番について、賛成の農業委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議	<p>長 総員賛成でありますので、決定いたします。 それでは、長島委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—長島委員入室—</p>
議 金 子 委 員	<p>長 引き続き審議に入ります。 番号1番、馬宮地区、金子委員議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。 賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は790mです。 特に問題はないものと思われます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。        続きまして番号2番、馬宮地区、金子委員議案説明をお願いいたします。</p>
金	子	<p>番号2番についてご説明いたします。        貸借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。        譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。        また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。        作付計画は、水稻です。        申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は770mです。        特に問題はないものと思われます。        ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。        続きまして番号3番、馬宮地区、金子委員議案説明をお願いいたします。</p>
金	子	<p>番号3番についてご説明いたします。        貸借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。        譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。        また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。        作付計画は、水稻です。        申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は790mです。        特に問題はないものと思われます。        ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。        続きまして番号5番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小	川	<p>番号5番についてご説明いたします。        使用貸借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。        申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。        特に問題はないものと思われます。        ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。        続きまして番号6番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>

小川委員	<p>番号6番についてご説明いたします。  賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、植木です。  申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は7.3kmです。  特に問題はないものと思われます。  ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして番号7番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号7番についてご説明いたします。  使用賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、ネギです。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は9.4kmです。  特に問題はないものと思われます。  ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして番号8番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号8番についてご説明いたします。  賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、植木です。  申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は7.7kmです。  特に問題はないものと思われます。  ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして番号9番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>

小川委員	<p>番号9番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、ネギです。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は10.3kmです。  特に問題はないものと思われます。  ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして番号10番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号10番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請目的は、埼玉県農林公社による研修地に利用です。  特に問題はないものと思われます。  ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして番号11番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号11番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請目的は、埼玉県農林公社による研修地に利用です。  特に問題はないものと思われます。  ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして番号12番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号12番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請目的は、埼玉県農林公社による研修地に利用です。  特に問題はないものと思われます。  ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして番号13番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>

小川委員	<p>番号13番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、ピーマン、サトイモ、ネギです。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は630m～2.1kmです。  特に問題はないものと思われます。  ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして番号14番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号14番についてご説明いたします。  使用賃借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請目的は、埼玉県農林公社による研修地に利用です。  特に問題はないものと思われます。  ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして番号15番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号15番についてご説明いたします。  使用賃借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請目的は、埼玉県農林公社による研修地に利用です。  特に問題はないものと思われます。  ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして番号16番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号16番についてご説明いたします。  使用賃借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請目的は、埼玉県農林公社による研修地に利用です。  特に問題はないものと思われます。  ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして番号17番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>

西形委員	<p>番号17番についてご説明いたします。  賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、植木、ジャガイモです。  申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は870mです。  特に問題はないものと思われます。  ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして番号18番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号18番についてご説明いたします。  使用賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、サツマイモです。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は10.9kmです。  特に問題はないものと思われます。  ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして番号19番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号19番についてご説明いたします。  使用賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、植木です。  申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.0～1.7kmです。  特に問題はないものと思われます。  ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして番号20番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。</p>



清水孝洋委員	<p>番号20番についてご説明いたします。          使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。          譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。          また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。          作付計画は、水稻です。          申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.8kmです。          特に問題はないものと思われます。          ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。          続きまして番号21番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。</p>
清水孝洋委員	<p>番号21番についてご説明いたします。          使用貸借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。          譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。          また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。          作付計画は、水稻です。          申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.1kmです。          特に問題はないものと思われます。          ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。          続きまして番号22番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。</p>
清水孝洋委員	<p>番号22番についてご説明いたします。          使用貸借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。          譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。          また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。          作付計画は、水稻です。          申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は300mです。          特に問題はないものと思われます。          ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。          続きまして番号23番、大久保地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。</p>

清水孝洋委員	<p>番号23番についてご説明いたします。          使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。          譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。          また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。          作付計画は、水稻です。          申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.9～2.7kmです。          特に問題はないものと思われます。          ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。          続きまして番号24番、柏崎地区、本田委員議案説明をお願いいたします。</p>
本 田 委 員	<p>番号24番についてご説明いたします。          使用貸借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。          譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。          また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。          作付計画は、水稻です。          申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は970mです。          特に問題はないものと思われます。          ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。          続きまして番号25番、慈恩寺地区、事務局議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>番号25番についてご説明いたします。          貸借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。          申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。          特に問題はないものと思われます。          ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
西形委員	員	<p>番号12番では譲渡人と記載されている事業者が、番号7番では経営規模の拡大を目的として譲受人となっています。作物によって耕作しやすい土地、しにくい土地はあると思いますが、自作農地も多く持っている事業者のようですので、申請の経緯についてお分かりであれば教えてください。</p>
事務局	局	<p>申請者は以前にも大規模な農業のため貸し付けを受けている経緯もありますので、今回の案件について、具体的な説明を受けているわけではございませんが、経営方針に基づいて行われている申請なのではないかと思われま す。詳細については確認し、後日改めてご報告いたします。</p>
小林委員	員	<p>ネギにも連作障害があると伺ったことがあります。そのため、貸し付けを受けて耕作しているのではないかと思われま すので、その点も併せて事務局にご確認いただければと思います。</p>
議	長	<p>事務局は次回までに確認し報告をお願いします。 他に質問はありますか。</p> <p>他に質問はございますでしょうか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 番号4番を除く議案第4号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	員	<p>— 総員賛成 —</p>
議	長	<p>総員賛成ですので、番号4番を除く議案第4号について、原案どおり意見決定することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第5号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。</p> <p>番号1番、三橋地区、清水友清委員、説明をお願いいたします。</p>
<p>清水友清委員</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書のとおりです。  従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。  申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。  よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。  以上で説明が終わりました。  ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。  質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。  議案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございます。  議案第5号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議</p>	<p>長 続きまして、議案第6号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>議案第6号につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。 議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第6号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議</p>	<p>長 総員賛成でございますので、議案第6号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第7号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p>
議	長	<p>番号1番から番号16番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第7号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各	委	員
議	長	<p>総員賛成でございますので、議案第7号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>
		<p>— 総 員 賛 成 —</p>

議	長 続きまして、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議いたします。  番号1番、片柳地区、事務局より議案説明をお願いいたします。
事 務 局	この案件は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が土地所有者から借り受けて中間管理権を取得する農地を、市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）にある「賃借権の設定等を受ける者」へ貸し付けることが適切か否かについて、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 番号1の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から借受人に対して、使用賃借権で6年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地につきましては議案第4号番号5番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。 借受人の農業経営状況につきましては議案書に記載のとおりでございます。 なお、周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。
議	長 番号2番、慈恩寺地区、事務局より議案説明をお願いいたします。
事 務 局	番号2の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から、借受人に対して、賃借権で6年間、貸し付けるものです。貸し付けの対象となる農地につきましては議案第4号番号25番におきましてご審議のうえ承認いただいたものです。 借受人の農業経営状況等につきましては議案書に記載のとおりでございます。 なお、周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。
議	長 ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
各 委 員	質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第8号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。
議	— 総 員 賛 成 —
議	長 総員賛成でございます。 議案第8号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第9号、農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議いたします。</p> <p>先に、さいたま中央地区の番号1番、2番を審議します。 この案件は、私の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、審議終了まで退室いたします。当案件の議事進行については、浅子委員をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—西澤委員退席—</p>
浅子委員	<p>さいたま中央地区の番号1番及び2番について事務局議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局より説明をさせていただきます。 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしているものですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
浅子委員	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第9号さいたま中央地区の案件のうち番号1番及び2番について、賛成の農業委員の方、挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
浅子委員	<p>総員賛成でありますので、議案第9号さいたま中央地区の案件のうち番号1番及び2番について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。 それでは、西澤委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—金子委員入室—</p>
議 長	<p>引き続き審議に入ります。 さいたま中央地区の番号1番、2番を除く案件について事務局議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>さいたま中央地区番号1番、2番を除く案件について事務局より説明をさせていただきます。 馬宮地区については、総筆数1筆、面積998平方メートルについて、さいたま中央地区については、総筆数15筆、面積11,088平方メートルについて農地中間管理機構への農地中間管理権を設定する利用集積計画の決定及び農地中間管理機構より譲受人2名への農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、農業委員会に対して決定及び意見照会があったものでございます。 本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしているものです。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 議案第9号、さいたま中央地区番号1番、2番を除く案件について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>表の中で譲渡人の欄が空欄になっている理由を教えてくださいませんか。</p>



事務局	表の中で譲渡人の欄が空欄になっている理由は、譲受人と譲渡人が同一の場合、省略されるようになっております。
西形委員	譲渡人が空欄となっている案件については、権利の種類が賃借権と記載されていますが、自身の土地を中間管理機構を経由して借りる場合、賃借権となるのでしょうか。
事務局	確認して、回答いたします。
小林委員	中間管理機構を経由して農地を借り受けていますが、当初賃借でなければいけないと説明を受けました。その後、使用賃借でも良いと変わったと伺っておりますので、その頃の名残で賃借権となっているのではないのでしょうか。
議長	他にございますでしょうか。 質問等がないようです。 事務局が先ほどの質問を確認しておりますので、先に報告事項に進めさせていただきます。

議	長	報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。
		事務局お願いいたします。
事	務	お手元の資料をご覧ください。 令和6年3月分報告事項です。
	局	農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。 農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。 2a未満農業用施設の届出でございます。 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告についてでございます。 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消についてでございます。
議	長	ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。
事	務	先ほどご質問のありました議案第9号の資料のうち、譲渡人の欄が空欄となっている件ですが、確認したところ、本件は中間管理機構からの転貸先が変わったことによるものであり、その場合は譲渡人の欄が空欄となる仕様となっております。
小	林	貸主は変わっていないので空欄ということでしたが、資料としては貸主も記載していただけるとありがたいです。
事	務	検討させていただきます。
議	長	他にございますでしょうか。 質問等がないようですので、議案第9号馬宮地区及び議案第9号、番号1番及び2番を除くさいたま中央地区の案件について、賛成の委員の方、挙手を求めます。

各 委 員	— 総 員 賛 成 — 総員賛成でありますので、議案第9号馬宮地区及び番号1番及び2番を除くさいたま中央地区の案件について本月例総会は「意見なし」として決定いたします。
議 長	本日の議案は以上となります。 他にございますでしょうか。 ないようでございますので、閉会のご挨拶を、浅子会長職務代理者よりお願いいたします。
6 閉会宣言 西澤会長職務代理者	本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これもちまして、令和6年4月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。